

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【審議事項】IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 - 投資企業と子会社

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）の投資企業と子会社の明確化の要請を踏まえたアジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）について、ご意見を伺うことを目的として作成している。

## II. 背景

### 関連する規定

2. IFRS 第 10 号は、2014 年 12 月に投資企業の連結の例外規定の適用に関連し、「子会社を有する投資企業（以下、「親会社」という。）」の投資活動に関連するサービスを提供する子会社の取扱いについて軽微な明確化を導入すること等を目的とした狭い範囲の修正が行われている。本修正については、2016 年 1 月 1 日以降開始する会計年度から適用されている。早期適用は可能である。
3. IFRS 第 10 号第 31 項及び第 32 項は、投資企業における連結の例外規定として、次の事項を定めている。（図 1 参照）
  - (1) 投資企業が子会社を連結することは原則として禁止されており、その代わり子会社に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない（IFRS 第 10 号第 31 項）。
  - (2) ただし、子会社が①投資企業ではなく、かつ、②その主要な目的と活動が親会社である投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである場合には、その子会社は投資企業の連結対象としなければならない（IFRS 第 10 号第 32 項）。

#### IFRS 第 10 号第 31 項

第 32 項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時に IFRS 第 3 号を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」<sup>1</sup>に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければ

<sup>1</sup> IFRS 第 10 号の C7 項において、「企業が本基準を適用するが、まだ IFRS 第 9 号を適用していない場合には、本基準における IFRS 第 9 号への参照はすべて IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」への参照に読み替えなければならない。」とされている。

ならない。

IFRS 第 10 号第 32 項

第 31 項の要求にかかわらず、自身が投資企業ではなく、主たる目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社を投資企業が有している場合（B85C 項から B85E 項参照）には、投資企業は当該子会社を本基準の第 19 項から第 26 項に従って連結し、こうした子会社の取得に IFRS 第 3 号の要求事項を適用しなければならない。

4. また、IFRS 第 10 号第 27 項及び第 28 項では、投資企業の定義を構成する 3 つの要素及び投資企業の典型的な特徴が記述されている。

IFRS 第10号第27項（強調追加）

親会社は、自らが投資企業なのかどうかを決定しなければならない。投資企業は、次のすべてに該当する企業である。

- (a) 投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
- (b) 投資者に対して、自らの事業目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。
- (c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。

B85A 項から B85M 項は、関連する適用指針を示している。

IFRS 第10号第28項（強調追加）

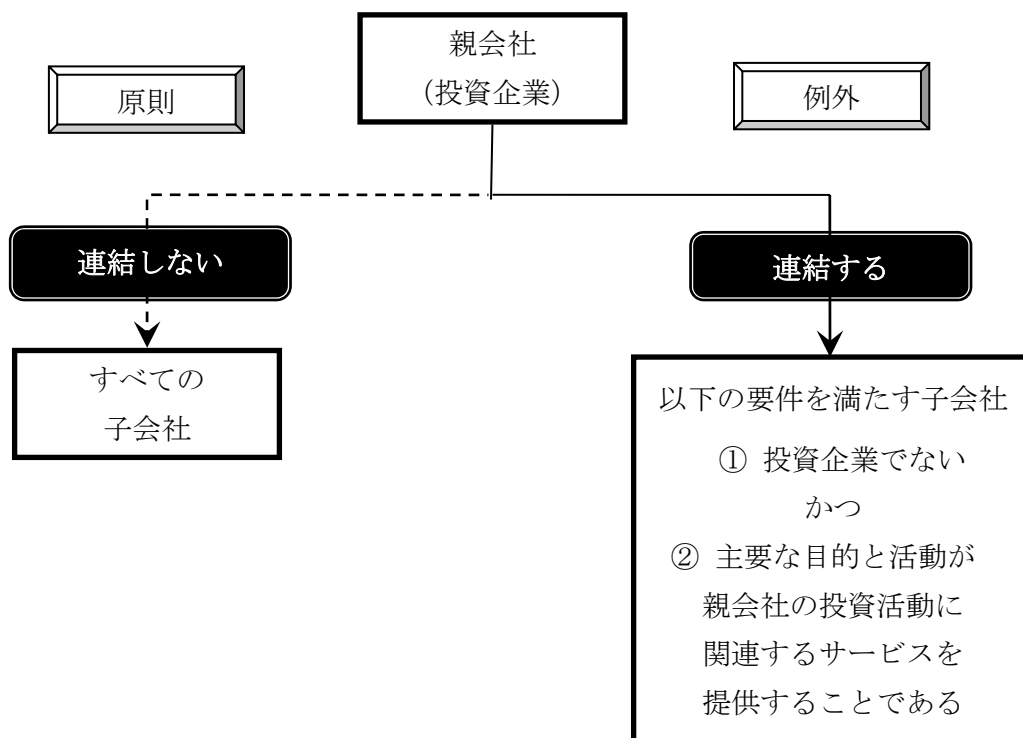
企業は、第27項に記述した定義に自らが該当するかどうかを評価する際に、次のような投資企業の典型的な特徴を有しているかどうかを考慮しなければならない。

- (a) 複数の投資を有している（B850 項から B85P 項参照）。
- (b) 複数の投資者がいる（B85Q 項から B85S 項参照）。
- (c) 企業の関連当事者ではない複数の投資者がいる（B85T 項から B85U 項参照）。
- (d) 資本持分又は類似の持分の形式での所有持分を有している（B85V 項から B85W 参照）。

これらの典型的な特徴のいずれかが欠けているとしても、必ずしも投資企業としての分類に不適格となるわけではない。これらの典型的な特徴の全部を有しているわけではない投資企業は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 9A 項で要求している追加的な開示を提供する。

5. なお、IFRS 第 10 号 B85A 項から B85W 項（「企業が投資企業なのかどうかの決定」に関連する適用指針）については別紙 2 に示している。

図 1 IFRS 第 10 号における投資企業の連結の例外規定



### 要望の概要

6. IFRS-IC は、特定の状況下における投資企業による子会社の連結の要否の評価について明確化を求める要望を受けた。
7. 要望書の提出者は IFRS 第 10 号における投資企業の連結の例外規定を適用するにあたり実務上のばらつきが生じる可能性を識別しており、以下の 4 点について質問している。
- (質問 1) 投資企業の定義（IFRS 第 10 号第 27 項）を満たすものの、投資企業の典型的な特徴（同第 28 項）のすべてを有していない子会社は投資企業に該当するのか。
- (質問 2) 投資企業の定義のうち、「投資者に投資管理サービスを提供する」（IFRS 第 10 号第 27 項(a)）について、第三者に当該サービスの提供を外部委託している子会社でも該当するのか。

(質問 3) 子会社が自らの投資ポートフォリオを有する以外の活動を行っていない場合、当該子会社は親会社の投資活動に関連するサービス（IFRS 第 10 号第 32 項）を提供しているといえるのか。

(質問 4) 投資企業は、投資に関連するサービスをどの程度、直接に又は子会社を通じて第三者に提供できるのか。

### III. 2016 年 11 月開催の IFRS-IC 会議における議論

#### IASB スタッフによる提案

8. IASB スタッフは、本資料第 7 項に示した 4 つの質問について、それぞれ次の分析結果と結論を提示したうえで、IFRS-IC のアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。

#### 質問 1（子会社が投資企業に該当するか）について

9. 要望書の提出者は、具体的には、IFRS 第 10 号第 27 項の 3 つの要件を満たすものの、投資者が単一であるため同第 28 項(b)及び(c)の特徴を有していない子会社について、投資企業に該当するかどうかを質問している。
10. スタッフは、IFRS 第 10 号第 27 項及び第 28 項の定めに加え、同 B85A 項及び B85N 項を参照し、同第 27 項の 3 つの要件を満たす企業は投資企業であり、それは企業が同第 28 項に示されている投資企業の典型的な特徴のすべてを有していない場合でも同様であると結論づけた。
11. なお、スタッフは IFRS 第 10 号 B850 項から B85W 項において、同第 28 項の要件を満たさない場合の例示が示されていることも指摘した。

#### 質問 2（投資管理サービスの第三者への外部委託）について

12. 要望書の提出者は、具体的には、IFRS 第 10 号第 27 項の 3 つの要件を満たすものの、投資者への投資管理サービスの提供（同第 27 項(a)）を第三者に外部委託する子会社について、投資企業に該当するかどうかを質問している。
13. IFRS 第 10 号の第 27 項(a)及び BC237 項<sup>2</sup>において、企業がどのように投資管理サービ

<sup>2</sup> IFRS 第 10 号 BC237 項

当審議会は、投資企業の不可欠な活動の 1 つは、投資者に投資管理サービスを提供するために投資者から資金を得ることであることを留意した。当審議会は、この投資管理サービスの提供が投資企業と他の企業とを区別するものであると考えている。したがって、当審議会は、投資企業の定義では、投資企業が投資者から資金を得て投資者に投資管理サービスを提供することを記述すべきだと決定した。

スを提供するかについては特定されていない。

14. スタッフは、IFRS 第 10 号第 27 項(a)の規定は、投資企業は投資管理サービスを投資者に提供する責任を負っていることを意味しており、当該責任は投資企業が自ら直接投資管理サービスを提供することでも、第三者に一部又は全部を委託して提供することでも果たすことは可能であることから、企業が第三者に外部委託している場合であっても、投資者に投資管理サービスを提供していることになると結論づけた。

### 質問 3 (投資保有以外の活動を行っていない子会社) について

15. 要望書の提出者は、具体的には、投資を実質的な所有者として保有しており、かつ、個別財務諸表において資産として認識している子会社が、他の活動を行っていない場合に、親会社の投資活動に関連するサービス (IFRS 第 10 号第 32 項) を提供しているといえるのかどうかを質問している。
16. IFRS 第 10 号第 32 項は「(親会社である) 投資企業の投資活動に関連するサービス」について定義していないものの、同 B85C 項及び B85D 項にその例示が示されている。
17. 過去の IFRS-IC 会議<sup>3</sup>において、親会社は税務コストの最適化を目的に設立された子会社を公正価値で測定すべきであるとするアジェンダ決定が行われているが、その過程で IFRS-IC は、投資を保有することのみでは親会社の投資活動に関連するサービス又は活動を提供しているとはいえないと結論づけている。
18. 本資料第 16 項及び第 17 項に記載した理由から、スタッフは、現行の IFRS 第 10 号における要求事項の適用において異なった結論となる理由が見当たらないとして、子会社による投資の保有は親会社の投資活動に関連するサービスの提供には該当しないと結論づけた。
19. さらに、スタッフは、実質的な所有者として投資を保有する以外の活動を行っていない子会社は投資企業の連結対象にはならないとも結論づけている。

### 質問 4 (投資企業が投資関連サービスを第三者に提供できる程度) について

20. 要望書の提出者は、具体的には、投資企業でない子会社が投資関連サービスを第三者に提供している例を挙げ、子会社が第三者に提供する投資関連サービスの重要性によって親会社が投資企業の定義を満たさなくなる可能性があるかどうかを質問している。
21. スタッフは、次のように分析した結果、投資企業である親会社の中心的な投資活動に付随するもので、その事業目的を変えないものである限りは (たとえ実質的なもので

---

<sup>3</sup> IFRS 第 10 号「連結財務諸表：投資企業の修正」—投資関連のサービス又は活動の定義 (2014 年 3 月開催)

あっても)、親会社・子会社ともに、投資関連サービスを第三者に提供することは可能であると結論付けた。

- (1) IFRS 第 10 号第 32 項は、主たる目的及び活動が、親会社の投資活動に関連するサービスを提供することである、投資企業でない子会社を連結することを要求している。したがって、親会社は、まず、子会社が第三者に提供するサービスが自らの投資活動に関連するサービスであるかどうかを評価することが求められる。
- (2) スタッフは、投資企業でない子会社が提供するサービスが、親会社の投資活動に関連するものではないケースがありうることに留意した。例えば、親会社が、資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンを得ることを目的とした資金投資の一環として、第三者からの手数料と交換に投資関連サービスを提供することを事業目的とした企業に投資することが考えられる。

このようなケースでは、子会社は親会社の営業の延長として活動を行っているのではなく、自らの手数料ビジネスとして活動を行っていることから、親会社は当該子会社を純損益を通じて公正価値で測定する。

- (3) 親会社は、投資企業でない子会社の保有が、自らにとって投資なのか、それとも営業の延長なのかを決定した後に、直接に又は子会社を通じて第三者に提供する投資関連サービスが、投資企業の定義を定める IFRS 第 10 号第 27 項(b)の要件に該当するか検討する。この点、同 B85C 項では、投資企業は、企業が引き続き投資企業の定義を満たす限り、投資関連サービスが企業にとってたとえ実質的なものであっても、直接に又は子会社を通じて、投資企業の投資者のほかに第三者に提供していてもよいとされている。
- (4) また、IFRS 第 10 号 BC240F 項<sup>4</sup>では、IASB は、自らが投資企業に該当するのかどうかを企業が評価する際には、第三者へのサービスの提供が中心的な投資活動に付随するものなのかどうかを考慮することに留意したことが記述されている。
- (5) したがって、親会社は、第三者に提供するサービスが自らの事業目的を変更するほどの重要性がない限りにおいて、(たとえ実質的なものであっても) 投資企業の

---

<sup>4</sup> IFRS 第 10 号 BC240F 項

したがって、当審議会は、企業が自らが投資企業に該当するのかどうかを評価する際には、第三者へのサービスの提供が中心的な投資活動に付随するものなのかどうかを考慮することに留意した。しかし、投資企業の定義は、企業の目的が資本増価、投資収益（配当、金利及び賃貸収益など）又はその両方のためだけに投資することであることを要求している（IFRS 第 10 号のB85B項参照）。したがって、主たる目的が第三者からの対価と交換に投資関連サービスを提供することである企業は、投資企業の事業目的とは異なる事業目的を有している。これは企業の主たる活動がサービスと交換に手数料収益を稼得することであるからである。これと対照的に、投資企業に該当する企業については、こうした手数料収益（金額が多額となる可能性がある）が、中心的な投資活動（資本増価、投資収益又はその両方の稼得のために設計されている）から得られる。

定義を満たすことができると考えられる。

- (6) なお、スタッフは、企業の事業目的が①資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することである（から IFRS 第 10 号第 27 項(b)の要件を満たす）のか、あるいは、②第三者に投資関連サービスを提供することである（から同項の要件を満たさない）のかは、多くの場合、明確であることを想定しているが、時には、判断が必要となる可能性もあると分析している。

### IFRS-IC 会議で示された主な意見

22. IASB スタッフが示した提案については、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれたが、アジェンダ決定案の文言等について、アジェンダ・ペーパーに記載されている適用指針への参照等、スタッフの分析内容が十分に織り込まれていない点があることや、投資企業の定義については投資企業の子会社だけではなくすべての企業に対して適用されるものであることから、文案を修正するようとのコメントがあった。

### IFRS-IC 会議での議論の結果

23. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。
- (1) 本資料第 22 項に記載した IFRS-IC で示された主な意見を受け、要望書に記載された 4 つの質問のうち、質問 1 及び質問 2 については以下の内容に書き換えられた。

要望書の内容	アジェンダ決定案
(質問 1) 投資企業の定義 (IFRS 第 10 号第 27 項) を満たすものの、投資企業の典型的な特徴 (同第 28 項) のすべてを有していない <u>子会社</u> は投資企業に該当するのか。	(質問 a) <u>企業</u> が IFRS 第 10 号の第 27 項に記述された 3 つの要素のすべてを有しているものの、IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうち 1 つ又は複数を有していない場合に、投資企業の要件を満たすか。
(質問 2) 投資企業の定義のうち、「投資者に投資管理サービスを提供する」(IFRS 第 10 号第 27 項(a)) について、第三者に当該サービスの提供を外部委託している <u>子</u>	(質問 b) <u>企業</u> が投資管理サービスの履行を第三者に外注している場合に、 <u>企業</u> は投資者への投資管理サービス (IFRS 第 10 号の第 27 項(a) で定められている) を提供し

要望書の内容	アジェンダ決定案
会社でも該当するのか。	ているのか。

(2) IFRS-IC は、要望書に記載された 4 つの質問すべてについて、IFRS 第 10 号の適用方法及びその結論を示したうえで、IFRS 基準の原則及び要求事項は、企業がそれぞれの特殊な状況において子会社の会計処理方法を決定するにあたり、十分な指針を提供していると結論を下した。

(3) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。

#### IV. 今後の予定

24. 第 23 項に記載したアジェンダ決定案については、2017 年 1 月 27 日までコメントを募集している。IFRS-IC は、2017 年以降の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

#### V. 当委員会による対応案

25. 当委員会は、IFRS 第 10 号の投資企業の連結の例外規定の適用に関し、2014 年 12 月の狭い範囲の修正案に対しては、投資企業である親会社が投資企業である子会社を保有する場合、当該子会社が第三者に投資関連サービスを提供しているか否かにかかわらず、連結財務諸表の作成にあたって、当該子会社への投資自体を公正価値で測定せず、当該子会社が保有する投資先を公正価値で測定した上で、当該子会社の財務諸表を連結すべきであるため、同意しない旨のコメント・レターを提出している。

26. しかしながら、2014 年 12 月に修正された IFRS 第 10 号（現行の IFRS 第 10 号）に基づき、投資企業である親会社の営業の延長として行動している投資企業に該当しない子会社に限り、公正価値で測定せずに連結することとした趣旨を前提とすれば、アジェンダ決定案に示されているテクニカルな分析及び IFRS 第 10 号の定めは要望書の提出者の質問内容を判断するにあたり十分な指針を提供しているため、IFRS-IC のアジェンダに追加しないとする方向性については、同意できるものと考えられる。

27. 以上から、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないこととしてはどうか。



ディスカッション・ポイント

当委員会事務局としては、IFRS-ICのアジェンダ決定案にコメントを提出しないことを提案しているが、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以 上

(別紙 1)

## IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

## IFRS 第 10 号「連結財務諸表」——投資企業と子会社（アジェンダ・ペーパー5）

解釈指針委員会は、IFRS 第 10 号の投資企業についての要求事項に関する要望を受けた（投資企業が、特定の状況において IFRS 第 10 号の第 32 項を適用して子会社を連結するかどうかをどのように評価するのかを含む）。解釈指針委員会は以下の質問について議論した。

- a. 企業が IFRS 第 10 号の第 27 項に記述された 3 つの要素のすべてを有しているものの、IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうちの 1 つ又は複数数を有していない場合に、投資企業の要件を満たすか。（質問 a）
- b. 企業が投資管理サービスの履行を第三者に外注している場合に、企業は投資者への投資管理サービス（IFRS 第 10 号の第 27 項(a)で定められている）を提供しているのか。（質問 b）
- c. 子会社は、投資ポートフォリオを受益所有者として保有することによって、親会社である投資企業の投資活動に関連するサービス（IFRS 第 10 号の第 32 項で定められている）を提供しているのか。（質問 c）
- d. 投資企業は、投資関連サービスを、自身で又は子会社を通じて、第三者にどの程度提供することができるのか。（質問 d）

## 質問 a

IFRS 第 10 号の第 27 項は、企業が投資企業に該当するために有していなければならない 3 つの要素を列挙している。IFRS 第 10 号の B85A 項は、企業が投資企業なのかどうかを判定する際にすべての事実及び状況を検討することの重要性を強調し、第 27 項における投資企業の定義の 3 つの要素を有している企業が投資企業であると述べている。B85B 項から B85M 項は、定義の要素をさらに詳細に記述している。

IFRS 第 10 号の第 28 項は、企業が第 27 項における 3 つの要素を有しているかどうかを判定する際に考慮する典型的な特徴を列挙しており、これらの特徴のいずれかが欠けていても必ずしも企業が投資企業に該当しなくなるわけではないと述べている。IFRS 第 10 号の B85N 項は、IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうちの 1 つ又は複数数が欠けていることは、企業が投資企業なのかどうかを判定する際に追加的な判断が要求されることを示すものである旨を明確化している。

したがって、解釈指針委員会は、IFRS 第 10 号の第 27 項における投資企業の定義の 3 つの要素を有している企業は投資企業であると結論を下した。これは、たとえ当該企業が

IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうち 1 つ又は複数をもっていない場合であっても当てはまる。企業が典型的な特徴のうち 1 つ又は複数をもっていない場合には、定義の 3 つの要素を有しているかどうかを判定する際に追加的な判断を適用する。

### 質問 b

IFRS 第 10 号の第 27 項(a)は、投資企業が投資者に投資管理サービスを提供していることを要求している。IFRS 第 10 号は、投資企業がこれらのサービスをどのように提供しなければならないのかを定めておらず、これらのサービスの履行を第三者に外注することを禁じてはいない。

したがって、解釈指針委員会は、投資者への投資管理サービスの提供に責任を負っている投資企業は、他の者を自らに代わってこれらのサービスの一部又は全部の履行に従事させることができる（すなわち、これらのサービスの一部又は全部の履行を外注することができる）と結論を下した。

### 質問 c

解釈指針委員会は、質問 c に類似した質問を過去に議論していたことに着目した。2014 年 3 月の会議で、解釈指針委員会は、子会社が投資を税務の最適化の目的で保有していて当該子会社の中に活動が何もない場合には、当該子会社は投資に関連したサービス又は活動を提供していないという結論を記載したアジェンダ決定を公表した。

同様に、解釈指針委員会は、投資企業は受益所有者としての子会社による（そして子会社の財務諸表において認識されている）投資の保有を、親会社である投資企業の投資活動に関連するサービス（IFRS 第 10 号の第 32 項で定めている）とは考えないと結論を下した。

### 質問 d

IFRS 第 10 号の第 27 項(b)は、投資企業の事業目的は資本増価、投資収益又はその両方のためにのみ投資することであると定めている。IFRS 第 10 号の B85C 項は、投資企業は、企業が引き続き投資企業の定義を満たす限り、投資に関連するサービスを直接に又は子会社を通じて、投資者のほかに第三者に提供していてもよい（たとえ当該活動が企業にとって実質的なものであっても）と述べている。

したがって、解釈指針委員会は、投資企業は、投資に関連するサービスが自らの中心的な投資活動に付随するものであり、したがって投資企業の事業目的を変化させない限り、

投資に関連するサービスを直接に又は子会社を通じて、第三者に提供することができると結論を下した。

解釈指針委員会は、投資企業は子会社が提供する投資管理サービス（第三者に提供されるものを含む）が投資企業の投資活動に関連するものかどうかを評価することに着目した。その場合、投資企業は、投資企業が自ら IFRS 第 10 号の第 27 項(b)における投資企業の定義の要素を有しているのかどうかを判定する際に、これらのサービスを含める。

解釈指針委員会は、IFRS 第 10 号の第 32 項を適用して、投資企業は、主たる目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである投資企業でない子会社を連結することにも留意した。

4 つの質問のすべて（すなわち、質問 a から d）について、解釈指針委員会は、IFRS 基準における原則及び要求事項が、特定された状況のそれぞれにおける適切な会計処理を企業が決定できる十分な基礎を提供していると結論を下した。

IFRS 基準における既存の要求事項に照らして、解釈指針委員会は、IFRIC 解釈指針も基準の修正も必要ないと [決定した]。したがって、解釈指針委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。

(別紙 2)

**関連する基準等****IFRS 第 10 号「連結財務諸表」****(付録 B 適用指針)****企業が投資企業なのかどうかの判定**

B85A 企業は、自らが投資企業なのかどうかを評価する際に、目的及び設計を含めて、すべての事実及び状況を考慮しなければならない。第27項に示した投資企業の定義の3つの要素を有している企業は投資企業である。B85B項からB85M項が定義の要素をより詳細に記述している。

**事業目的**

B85B 投資企業の定義は、企業の目的が、資本増価、投資収益（配当、金利又は賃貸収益など）、又はその両方のためだけに投資することであることを要求している。企業の投資目的が何なのかを示す文書、例えば、企業の募集要項、企業が配布した公表物、企業の投資目的を示したその他の法人又はパートナーシップ文書は、通常、投資企業の事業目的の証拠を提供する。追加的な証拠には、企業が自らを他の関係者（潜在的な投資者や潜在的な投資先など）に紹介する方法も含まれる可能性がある。例えば、企業が自らの事業を資本増価のための中期的な投資を提供するものとして紹介している場合がある。これに対し、投資先と共同で製品の開発、製造又は販売を行うという目的を有する投資者として自らを紹介している企業は、投資企業の事業目的とは整合しない事業目的を有している。当該企業は、投資だけでなく、開発、製造又は販売の活動からリターンを得ることになるからである（B85I 項参照）。

B85C 投資企業は、投資に関連するサービス（例えば、投資顧問サービス、投資マネジメント、投資支援及び管理サービス）を、たとえ当該活動が企業にとって実質的なものであっても、企業が引き続き投資企業の定義を満たす限り、直接に又は子会社を通じて、投資企業の投資者のほかにも第三者にも提供していてもよい。

B85D 次のような投資に関連した活動が、投資先からの投資リターン（資本増価又は投資収益）を最大化するために行われているものであり、別個の実質的な事業活動又は投資企業にとっての別個の実質的な収益源を表すものではない場合には、投資企業は、直接又は子会社を通じて、これらの活動に参加する場合もある。

(a) 投資先に対する経営管理サービス及び戦略的助言の提供

(b) 投資先に対する財政的支援（貸付金、資本コミットメント又は保証など）の提供

B85E 投資企業が有している子会社が、自身は投資企業ではなく、主たる目的及び活動が B85C 項から B85D 項に記述したような投資企業の投資活動に関する投資関連のサービス又は活動を企業又は他者に提供することである場合には、投資企業は当該子会社を第32項に従って連結しなければならない。投資

関連のサービス又は活動を提供する子会社が、自身が投資企業である場合には、投資企業である親会社は、当該子会社を第31項に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

### 出口戦略

B85F 企業の投資計画も事業目的の証拠を提供する。投資企業を他の企業と区別する1つの特徴は、投資企業は投資の無期限の保有を計画していないということである。投資企業は投資を有限の期間にわたり保有する。持分投資及び非金融資産は無期限に保有される可能性があるため、投資企業は、持分投資及び非金融資産投資のほとんどすべてからの資本増価をどのように実現する計画なのかを文書化した出口戦略を有していなければならない。投資企業は、無期限に保有される可能性のある負債性金融商品（例えば、永久債投資）についても出口戦略を有していなければならない。企業は個々の投資のそれぞれについて具体的な出口戦略を有している必要はないが、異なる種類又はポートフォリオの投資については、投資の処分のための実質的な時間枠を含めた、異なる潜在的な戦略を識別しなければならない。契約違反や不履行などの債務不履行事象について整備されているだけの処分の仕組みは、この評価の目的上の出口戦略とはみなされない。

B85G 出口戦略は投資の種類により異なる可能性がある。未公開企業の持分証券に対する投資については、出口戦略の例として、新規株式公開、私募、事業の売却、投資先に対する所有持分の（投資者への）分配、資産の売却（投資先の清算後における投資先の資産の売却を含む）などがある。公開市場で取引されている持分投資については、出口戦略の例として、当該投資の私募又は公開市場での売却などがある。不動産投資については、出口戦略の例として、専門の不動産業者を通じての又は公開の市場での不動産の売却がある。

B85H 投資企業は、法律上、規制上、税務上又は類似の事業上の理由で当該企業と関連して設立された他の投資企業に対する投資を有している場合がある。この場合、投資企業である投資者は、投資企業である投資先が自らの投資について適切な出口戦略を有している場合には、当該投資についての投資戦略を有している必要はない。

### 投資からの稼得利益

B85I 企業は、次のような場合には、資本増価、投資収益、又はその両方のみのために投資を行っていない。それは、当該企業又は当該企業を含む企業集団（すなわち、投資企業の最上位の親会社が支配しているグループ）の他のメンバーが、投資先に関連のない他の関係者には利用できない企業の投資からの他の便益を得ているか又は得る目的を有している場合である。そうした便益には、以下のものが含まれる。

(a) 投資先の工程、資産又は技術の取得、使用、交換又は活用。これには、企業又は他のグループ企業が、投資先の資産、技術、製品又はサービスを購入する不均等又は独占的な権利を有している場合が含まれる（例えば、資産の開発が成功したとみなされる場合に投資先から資産を購入できるオプションの保有による）

- (b) 企業又は他のグループ企業と投資先との間での、製品又はサービスを開発、製造、販売又は提供するための共同支配の取決め（IFRS 第11号で定義）又は他の取決め
- (c) 投資先が提供している、企業又は他のグループ企業の借入契約の担保として役立つ金融保証又は資産（ただし、投資企業は依然として、投資先に対する投資を借入の担保として使用できる）
- (d) 企業の関連当事者が有している、当該企業又は他のグループ企業から投資先に対する企業の所有持分を購入するオプション
- (e) B85J に記述するもの以外の、企業又は他のグループ企業と投資先との間の取引で、次のいずれかに該当するもの
  - (i) 当該企業、他のグループ企業又は投資先のいずれかの関連当事者でない企業には利用できないような条件で行われる。
  - (ii) 公正価値で行われない。
  - (iii) 投資先又は企業の事業活動（他のグループ企業の事業活動を含む）の重要な部分を占めている。

B85J 投資企業は、同一の業種、市場又は地域における複数の投資先に投資する戦略を有している場合がある。当該投資先からの資本増価及び投資収益を増加させるシナジーから便益を得るためである。B85I 項(e)にかかわらず、単にこうした投資先が互いに取引をしているという理由だけでは、企業が投資企業に分類される要件を満たさないことにはならない。

### 公正価値測定

B85K 投資企業の定義の本質的な要素の1つは、投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っていることである。これは、公正価値の使用が、例えば、子会社の連結や、関連会社又は共同支配企業に対する持分への持分法の適用よりも、目的適合性の高い情報をもたらすからである。定義のこの要素を満たすことを立証するためには、投資企業は次の両方を行う。

- (a) 投資者に公正価値情報を提供し、公正価値がIFRSに従って要求又は許容されている場合には常に、投資のほとんどすべてを公正価値で測定する。
- (b) 公正価値情報を企業の経営幹部（IAS 第24号で定義）に内部的に報告し、経営幹部が投資のほとんどすべての業績を評価し投資の意思決定を行うための主要な測定属性として公正価値を使用する。

B85L B85K 項(a)の要求を満たすためには、投資企業は次のことを行う。

- (a) 投資不動産をIAS 第40号「投資不動産」の公正価値モデルで会計処理することを選択する。
- (b) IAS 第28号における関連会社及び共同支配企業に対する投資についての持分法の適用免除を選択

する。

(c) 金融資産を IFRS 第9号の要求事項を用いて公正価値で測定する。

B85M 投資企業は、本社資産や関連する設備のような投資以外のいくつかの資産を有する場合があります、金融負債を有する場合もある。第27項(c)における投資企業の定義の公正価値測定要素は、投資企業の投資に適用される。したがって、投資企業は投資以外の資産や負債を公正価値で測定する必要はない。

### 投資企業の典型的な特徴

B85N 投資企業の定義に該当するかどうかを決定する際に、企業は自らが投資企業の典型的な特徴（第28項参照）を示しているかどうかを考慮しなければならない。これらの典型的な特徴のうち1つ又は複数がないとしても、必ずしも投資企業として分類される要件を満たさないわけではないが、企業が投資企業なのかどうかを決定する際に追加的な判断を要することを示すものとなる。

### 複数の投資

B85O 投資企業は、通常、リスクを分散しリターンを最大化するためにいくつかの投資を保有する。企業は、投資のポートフォリオを直接に保有する場合もあれば、間接的に（例えば、いくつかの投資を保有している別の投資企業に対する単一の投資を保有することにより）保有する場合もある。

B85P 投資企業が単一の投資を保有している場合もあり得る。しかし、単一の投資の保有は、必ずしも企業が投資企業の定義を満たすことを妨げるものではない。例えば、投資企業は、次のような場合には、単一の投資しか保有していないことがある。

(a) 開業期間中であり、まだ適切な投資を特定していないため、複数の投資を取得するための投資計画をまだ実行していない。

(b) 処分した投資に代わる他の投資をまだ行っていない。

(c) 投資が個人投資家には入手できないものである場合（例えば、所要の最低投資額が個人投資家には高すぎる場合）に、投資者の資金をプールして単一の投資に投資するために設立されている。

(d) 清算手続中である。

### 複数の投資者

B85Q 通常、投資企業には複数の投資者がいて、彼らが個々にはアクセスできないかもしれない投資管理サービス及び投資機会へのアクセスを得るために資金をプールしている。複数の投資者がいれば、企業（又は当該企業を含む企業集団の他のメンバー）が資本増価又は投資収益以外の便益（B85I 項参照）を得る可能性は低くなる。

B85R あるいは、投資企業は、広い範囲の投資者グループの利害を代表するか若しくは支援する単一の投資者（例えば、年金ファンド、政府投資ファンド、家族信託）によって、又は当該投資者のために、設



立される場合がある。

B85S 企業に一時的に単一の投資者しかいない時期があることもあり得る。例えば、投資企業は、次のような場合には、単一の投資者しかいないことがある。

(a) 当初の募集期間中で、その期間が満了しておらず、企業が適当な投資者を積極的に募集中である。

(b) 償還された所有持分に代わる適当な投資者をまだ特定していない。

(c) 清算手続中である。

### 関連当事者ではない投資者

B85T 通常、投資企業には、当該企業又は当該企業を含む企業集団の他のメンバーの関連当事者（IAS 第24号で定義）ではない複数の投資者がいる。関連当事者ではない投資者がいれば、企業（又は当該企業を含む企業集団の他のメンバー）が資本増価又は投資収益以外の便益（B85I 項参照）を得る可能性は低くなる。

B85U しかし、投資者が企業の関連当事者であったとしても、企業はそれでも投資企業に該当する可能性がある。例えば、投資企業が従業員（経営幹部など）のグループ又は他の関連当事者である投資者のための別個の「パラレル」ファンドを設けて、企業の主たる投資ファンドと同様の投資を行う場合がある。この「パラレル」ファンドは、投資者のすべてが関連当事者であっても、投資企業としての要件を満たす可能性がある。

### 所有持分

B85V 投資企業は、通常は、独立した法的実体であるが、そうである必要はない。当企業に対する所有持分は、通常、資本又は類似の持分（例えば、パートナーシップ持分）の形式であり、それらに投資企業の純資産に対する比例的取り分が帰属する。しかし、異なるクラスの投資者がいて、その一部が特定の投資又は投資のグループのみに権利を有していたり、純資産に対する異なる比例的取り分を有していたりする場合でも、企業が投資企業となる妨げとはならない。

B85W さらに、企業が債券の形式で重要な所有持分を有していて、それが他の適用すべき IFRS に従うと資本の定義を満たさない場合でも、その債券保有者が企業の純資産の公正価値変動による変動リターンに晒されている場合には、企業は依然として投資企業の要件を満たす可能性がある。

以上